

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4. 10. 28	R4. 11. 11	令和4年9月9日提出、同年10月27日付で決定された、ESAT-Jに対する住民監査請求について 1 却下決定までの、全検討プロセスや意思決定のプロセス（監査委員からの意見聴取を含む）などの一切の文書や図面や電磁的記録 2 都教委を含む関係部局とのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録 3 都知事等の幹部や都議とのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録				1	1										1及び2 当該公文書は、非公開としている監査委員の審議の内容であり、東京都情報公開条例第7条第5号により、これらが公になれば審議過程における監査委員の自由かつ素直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると認められるため、非開示とする。 3 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
2	R4. 10. 28	R4. 11. 11	「東京都中学校英語スピーキングテスト事業は入試の公平性・透明性を害するおそれがあるなどとして、一切の公金支出をしないことなどを求める住民監査請求」に対する令和4年10月27日付けの決定（4監総第616号）に係る判断過程において東京都監査委員および東京都監査事務局が作成した一切の文書、また、小池百合子都知事との間で交わした一切の文書				1	1										東京都監査委員および東京都監査事務局が作成した一切の文書は、非公開としている監査委員の審議の内容であり、東京都情報公開条例第7条第5号により、これらが公になれば審議過程における監査委員の自由かつ素直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると認められるため、非開示とする。 都知事との間で交わした一切の文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
3	R4. 11. 4	R4. 11. 11	「東京都若年被害女性等支援事業について、当該事業の受託者の会計報告には合理性、整合性がないなどとして、当該受託者の会計報告の妥当性についてなどの監査を求める住民監査請求」に係る請求書				1								1	1		当該公文書は、非公開としている監査委員の審議の対象であり、東京都情報公開条例第7条第5号により、これらが公になれば審議過程における監査委員の自由かつ素直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると認められるため、また同条第6号により、公にすることで監査事務の適正な遂行に支障を来すおそれのあるものであるため、非開示とする。	監査事務局総務課
4	R4. 11. 10	R4. 11. 21	「東京都福祉保健局にかかる事業（若年被害女性等支援など）について、Aに関し、令和4年10月31日付で東京都監査委員あてに提出され、令和4年11月2日で受け付けられた『東京都職員措置請求書』（住民監査請求）およびそれに伴う一切の資料」				1								1	1		当該公文書は、非公開としている監査委員の審議の対象であり、東京都情報公開条例第7条第5号により、これらが公になれば審議過程における監査委員の自由かつ素直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると認められるため、また同条第6号により、公にすることで監査事務の適正な遂行に支障を来すおそれのあるものであるため、非開示とする。	監査事務局総務課

5	R4. 11. 10	R4. 11. 21	2022年9月14日から現在までに、東京都の受け付けた、住民監査請求の請求書及び、それら請求について請求者が提出した資料全て。															<p>当該公文書は、非公開としている監査委員の審議の対象であり、東京都情報公開条例第7条第5号により、これらが公になれば審議過程における監査委員の自由かつ素直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると認められるため、また同条第6号により、公にすることで監査事務の適正な遂行に支障を来すおそれのあるものであるため、非開示とする。</p>	監査事務局総務課
---	------------	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------